

# 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）購入仕様書

## 1. 規格

### （1）成分・組成

- ・成分：塩化カルシウム水溶液
- ・組成：塩化カルシウムの濃度が30%以上（CaCl<sub>2</sub>換算）であること。
- ・防錆剤：防錆剤を添加すること。

### （2）安全性

- ・有害物質：納入予定材料における含有成分が、別紙-1の有害物質の種類毎の許容限度に適合すること。
- ・耐腐食性：納入予定材料の10%水溶液で、（地独）北海道立総合研究機構工業試験場が定める耐腐食性試験を実施し、納入予定材料の腐食減量が水道水の腐食減量より少ないこと。なお、使用する水道水は（地独）北海道立総合研究機構工業試験場の水道水とする。

### （3）試験報告書・証明書類の提出

- ・上記（1）を証明する試験報告書および品質証明書を初回納入前に提出すること。
- ・上記（2）を証明する試験報告書の原本またはカラー複写版を初回納入前に提出すること。但し、（1）の成分・基準等に変更がない限り、当該年度は有効とし、再提出は必要ないものとする。
- ・上記の（1）、（2）の試験実施に関しては、（一財）北海道環境科学技術センターまたは（地独）北海道立総合研究機構工業試験場（参考URL <http://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/index.html>）等の北海道の公設試験研究機関で実施することとし、方法はJIS他に準拠するものとする。
- ・提出書類の作成に使用する言語は、すべて日本語とする。

### （4）試験の実施

- ・契約者は、生産地及び工場等に変更があった場合、もしくは、北海道がその品質に疑義が生じ北海道より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

### （5）品質確認

- ・契約者は納入時には製品の重量を確認すること。また、その際には納入伝票を提出すること。
- ・納入時のタンクローリー等の重量を計測する計器については、定期的な計量機器の検査を受けたものであること。

## 2. その他の事項

### (1) 荷姿

- ・タンクローリー（北海道の指示した備蓄タンク、定置式凍結防止剤自動浸出装置タンクに充填できること）

### (2) 納入場所、引渡方法

- ・納入場所：北海道の指定する場所（詳細については後日別途指示）
- ・引渡方法：備蓄タンク、定置式凍結防止剤自動浸出装置タンク充填
- ・少量の搬入に関しては、別途、北海道と契約者が協議により行うものとする。

### (3) 納入方法

- ・製品は分納とし、指示のあった日から 10 日以内に、北海道の指定場所に指定数量を納入すること。

### (4) 購入予定数量

- ・備蓄タンク充填及び定置式凍結防止剤自動浸出装置タンク充填：199,000 k g

別紙ー1 有害物質の種類及び基準値

有害物質の種類は、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）別表第一の上欄に掲げる 27 種類の有害物質のうち、揮発性物質を除いた表に示す 16 種類の物質とする。

当該物質の許容限度は、「排水基準を定める省令」別表第一の下欄に掲げる許容限度、北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）に許容限度が定められている場合には、その値とする。

- 備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを言う。
- 備考 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 備考 3. 北海道が条例で定める排水基準の許容限度は、適用区域により異なる。本特記仕様書では、そのうちもっとも厳しい許容限度を適用している。
- 備考 4. 検塩および検液の調製方法は、「塩試験方法第 5 版」（2019 年 7 月（公財）塩事業センター）による。
- 備考 5. 検定方法は、「排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める基準に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号）によること。

表 有害物質の種類及び基準値

有害物質の種類	許容限度 (排水基準を定める省令)	許容限度(北海道が 条例で定める排水 基準)
カドミウムおよびその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg	0.01mg/L
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg	検出されないこと
有機燐化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジメ トン及び EPN に限る。)	1Lにつき 1mg	検出されないこと
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg	
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg	0.05mg/L
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg	総水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
PCB	1Lにつき 0.003mg	
チウラム	1Lにつき 0.06mg	
シマジン	1Lにつき 0.03mg	
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg	
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg	
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素 10mg(海域以外 の公共用水域) 1Lにつきほう素 230mg(海域)	
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素 8mg(海域以外の 公共用水域) 1Lにつきふっ素 15mg(海域)	
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝 酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100mg	